

## リース契約に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、甲乙間にて締結した機器のリース契約について、以下の通り覚書を締結する。

第1条 乙は、リース物件の所有者として、一般社団法人 都市ガス振興センター(以下「センター」という)に対し、「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器)」(以下「補助金」という)の交付申請を行う。

第2条 前条の交付申請により、乙がセンターから補助金を受領した場合、乙は補助金相当額を控除した金額を、リース契約に基づき甲が乙に支払う毎月のリース料(以下「リース料」という)に充当する。

第3条 第1条により交付申請を行った場合であって、補助金の打ち切り、その他の理由により交付決定がされなかった場合は、リース料の補助金充当は行わないものとする。

平成 年 月 日

甲 (住 所)

(氏 名) 印

乙 (住 所)

(社 名) 印